

「行財政改革基本方針の策定」に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間：令和元年6月13日（木）～7月12日（金）

2. 意見の数：11件

3. 意見提出人数：1人（郵送）

4. 意見内容の概要

区分	件数
基本方針のフレームに関すること	2件
取組実績の総括に関すること	2件
行政力の向上に関すること	1件
財政力の向上に関すること	5件
組織力の向上に関すること	1件
合計	11件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、案を修正するもの	2件
□	意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の参考とするもの	7件
▲	意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件
	合計	11件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
基本方針のフレームに関すること	1	<p>「行財政改革基本方針のフレーム 新旧対照表」で「×」とした項目に対する理由が明記されていない。</p> <p>「Ⅲ 基本方針の概要について」で「Ⅰ はじめに」のような記載の中に従来との差異を設けた理由を明記して下さい。</p>	◆	1件	<p>「行財政改革基本方針のフレーム 新旧対照表」は、ご覧いただく皆さんに前基本方針との項目立ての違いを分かりやすくするために便宜上作成、添付したものです。</p> <p>これまでの取り組みで一定の軌道に乗った項目等を整理し、本基本方針の項目としませんでした。今後も引き続き取り組んでいきます。</p>
	2	<p>本「逗子市行財政改革基本方針（案）」の内容と「平成31年度施政方針及び予算提案説明」との整合性はとれているのか？</p> <p>「平成31年度施政方針及び予算提案説明」では、「新たな市民自治システムの確立」について述べているが、「逗子市行財政改革基本方針（案）」では、「4 地域力の向上～市民自治・市民協働の推進～」が削除されている。</p>	■	1件	<p>市民自治・市民協働については、これまで取り組みを行っており、本基本方針の項目としませんでした。今後も引き続き力を入れて対応していくことを確認しています。</p>
取組実績の総括に関すること	3	<p>「Ⅰ はじめに」の中で「こうした中、……」と突然「緊急財政対策」の説明が出てきますが、これは、「逗子市行財政改革基本方針」について説明したのか、「緊急財政対策」について説明したいのか混乱しています。</p> <p>「緊急財政対策」については、「Ⅱ 平成27年度から平成29年度までの総括」の中に移動して下さい。</p>	■	1件	<p>「はじめに」は、基本方針を策定する趣旨や背景を記載しました。</p> <p>「Ⅱ 平成27年度から平成29年度までの総括」は、前基本方針を基に取組実績に特化して取りまとめた項目です。今後、平成30年度の取組実績を含めた前基本方針の全期間の総括を作成する際に参考とさせていただきます。</p>
	4	<p>「Ⅱ 平成27年度から平成29年度までの総括」の中で「平成26年度以降本市でこれまでにない取り組みとして、……」と記載されていますが、「平成29年度実績概要」にも記載されていることから「Ⅱ 平成27年度から平成29年度までの総括」の中の「平成26年度以降本市でこれまでにない取り組みとして、……」は「平成29年度実績概要」の記載と合わせて記載するよう改訂をお願いします。</p>	○	1件	<p>いただいた意見を参考に「…平成29年7月から開始された葉山町とのごみ処理共同処理、市有財産公売…」を「…市有地の売却、市と葉山町との燃やすごみの共同処理の取り組み…」と修正します。</p>

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
行政力の向上に関する こと	5	<p>「Ⅴ 推進項目」の「(4) 市民対応力の向上」で求められるのは、説明責任（アカウンタビリティ）です。</p> <p>アカウンタビリティとは、公務員が行った行為について住民が不満な場合、その不満、不審を解消するよう説明をする責任ではなく、不満、疑問の解消に役立つよう徹底的に説明することです。</p> <p>行政責任の明確化は公務員にとっては当然の責務であり、住民の信託に基づいて行う公共政策は税金で賄われていることから、その結果について報告することが公務員の義務だからです。</p> <p>この説明能力も公務員の重要な資質となります。</p>	○	1件	<p>「…不安を抱え相談された方…」を「…不安、不満及び疑問を抱えた方…」とし、「…自覚を持ちながら対応するように…」を「自覚を持ちながら対応、説明するように…」に修正します。</p>
財政力に向上に関する こと	6	<p>「緊急財政対策」における再発防止策も明らかになっていませんが、「Ⅲ 基本方針の概要について」の「2 安定的な財政運営を続けていくための財政構造を変えていく取り組み」で、「事務事業の方向性は、市長ヒアリング、事業査定の中核の中で検討、決定していきます」では、従来と変わらないため公募市民の参画を含めた検討、決定にすべきものと考えます。</p> <p>(これこそが、「平成31年度施政方針及び予算提案説明」で述べられた「新たな市民自治システムの確立」に値するものと考えます)</p>	■	1件	<p>集中対策期間後の財政対策プログラムの進行管理については、一定の目途が付いたことを想定し行財政改革推進本部で、事務事業の方向性は、現状の中核の中で検討します。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	7	<p>「Ⅴ 推進項目」の「2 財政力の向上～自治体経営の改革～」の「(2)新たな歳入の確保と企業誘致・起業支援」は、「Ⅲ 基本方針の概要について」の「2 安定的な財政運営を続けていくための財政構造を変えていく取り組み」に関連しますが、「将来的にわたり安定的な財政運営の継続」を肯定する人たちと、「生産年齢人口の減少に伴い、……市税も年々減少する」に對した市民サービスの取捨選択を受け入れる人たちが、本市の住民は2分化しています。</p> <p>これに伴い、「本市ふさわしい企業誘致の取組方針」では、各種規制を一部緩和して環境を整えるのか、従来通りの各種規制を保持することで市民サービスの取捨選択を受け入れるのか各メリット/デメリットについても記載した上で、今後の基本方針を決定した判断理由を記載してください。</p>	■	1件	<p>本基本方針を基に事業展開していく際に、個々に各種規制を一部緩和して環境を整えるのか、従来通りの各種規制を保持することで市民サービスの取捨選択を受け入れるのか、本市にとって最良の判断行っていきたいと考えています。</p>
	8	<p>「Ⅴ 推進項目」の「2 財政力の向上～自治体経営の改革～」の「(5) 公会計制度の活用」では、外部監査（第三者公認会計士による監査）を行うことを検討して下さい。</p>	□	1件	<p>財政状況の分析方法で検討をしていきます。</p>
	9	<p>横浜市が施行している「財政運営の推進に関する条例」の制定の検討をお願いします。</p>	■	1件	<p>財政規律の維持については、その手法を検討しているところです。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	10	<p>市民に対する財政状況の公表については、行政と市民との情報の共有の観点から、財政情報に関する解説資料を作成（高岡市、会津若松市などで実施）し、公表することを義務付けてください。</p>	■	1件	<p>統一的な基準により公表を行っていますが、より分かり易い工夫をして公表していきます。</p>

意見概要	整理 番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
組織力の向上に関する こと	11	「Ⅴ 推進項目」の「3 組織力の向上～組織・ヒトの改革～」の「(5) 人材育成」の「イ 人材育成のための研修等」で、平塚市のように「研修概要」、「派遣研修」などについて具体的な内容を盛り込んでください。	■	1件	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
合 計				11件	